

グループ共済・きずな について —おすすり制度のご案内—



ただいま年に1度のお手続期間です！ぜひこの機会にご検討・ご加入ください！



おすすり制度① 「きずな」の遺児育英年金

2022年度、きずなに「遺児育英年金」が導入されました。事故や病気による万ーの場合、公的遺族年金や「きずな」では、残された家族の生活費は補完できても、こどもの教育費は不足する場合があります。

きずなに加えて、受取人をこどもとし、「こどもの教育費」を計画的に準備することができる制度です。



また配当金の対象となるので掛金のご負担が軽減されます。

「グループ共済（生保部分）」、「きずな」は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。「グループ共済（損保部分）」には配当金はありません。



おすすり制度② 「リビングリスク総合補償制度」

一つの制度で6つの給付があります。

- ① ケガ・事故による入院・通院・手術・死亡等
- ② 賠償責任【鹿児島県条例：自転車損害賠償保険等への加入等規定に対応】
- ③ 携行品損害
- ④ レンタル用品賠償責任
- ⑤ キャンセル費用
- ⑥ 救援者費用等



※賠償責任とレンタル用品賠償責任は、本人の加入により、配偶者や本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子（これまでに婚姻歴がないこと）も補償対象となります。



また熱中症補償特約・食中毒補償特約が自動セットされ（死亡保険金以外）2023年1月1日以降に発生した「熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒」が補償されるようになりました。

月額掛金 本人 990円 配偶者・子ども 930円

記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります

ご本人グループ共済の加入で配偶者・こどもも加入できます。



おすすめ制度③ 「総合医療サポート制度」

生命保険と損害保険での加入により充実した補償がうけられます。団体扱いの手頃な掛金も魅力のひとつです！

生保部分●病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払します。

●三大疾病(がん・上皮内がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。

●所定の手術や集中治療室管理を受けた場合も、それぞれ給付金をお支払いします。

損保部分●三大疾病による手術・所定の生活習慣病(糖尿病・高血圧・肝臓病)・女性疾病による入院・手術の場合(妊娠、分娩などの合併症、早産・帝王切開など)生保部分に上乗せして保険金をお支払いします。



●所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払します。

不妊治療のための一部手術も保険適用となりました。
そのほか、ICU(集中治療給付金)や介護保険金など、よりご安心いただくための複数の特約がセットされています。

※制度内容等の詳細は、パンフレットを参照してください。

グループ共済<生保部分> (こども特約付団体定期保険【生命保険】)、グループ共済<損保部分> (天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】)、きずな (年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】)、リビングリスク総合補償制度 (天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】)、総合医療サポート (生保部分:代理請求特約 [Y] 付集団扱無配当医療保険【生命保険】/損保部分:医療保険【損害保険】)



グループ共済・きずなは充実した保障がたくさんあります。制度についてのお問い合わせがありましたら、お気軽にご連絡ください！